

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成19年9月13日(2007.9.13)

【公開番号】特開2006-198422(P2006-198422A)  
 【公開日】平成18年8月3日(2006.8.3)  
 【年通号数】公開・登録公報2006-030  
 【出願番号】特願2006-103985(P2006-103985)  
 【国際特許分類】

**A 4 5 D 34/04 (2006.01)**

【F I】

A 4 5 D 34/04 5 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月27日(2007.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

毛、特に睫毛又は眉に物質を塗るための装置であって、長手方向軸線(X)を有する支持体を含むアプリケーション要素を備え、該アプリケーション要素に、少なくとも2列の歯を設け、該列の各々が、2つの列間の間隔よりも小さな距離を以て離間した少なくとも2つの歯で構成され、前記列の各々が、前記支持体の長手方向軸線(X)と交差するように配置されており、前記歯は、前記支持体の一つの面だけから延びていることを特徴とする装置。

【請求項2】

前記歯が、長円断面のベースを有することを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

各列が、第1端と第2端とを有し、前記列の第1端が、前記支持体の長手方向軸線(X)に平行である第1の軸線(X<sub>1</sub>)に沿って並び、前記列の第2端が、前記第1の軸線(X<sub>1</sub>)と平行である第2の軸線(X<sub>2</sub>)に沿って並び、且つ、前記第1及び第2の軸線(X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>)が、前記長手方向軸線(X)の各側に位置することを特徴とする請求項1又は2に記載の装置。

【請求項4】

前記歯列は、第1の列及び該第1の列に連続する第2の列の、軸線(X)に沿った突起が、実質的に重ならないように、前記支持体に配設されることを特徴とする請求項1～3の何れか一項に記載の装置。

【請求項5】

前記歯の前記ベースが矩形の断面を有し、各矩形の長辺が、対応する列の軸線に平行であることを特徴とする請求項1～4の何れか一項に記載の装置。

【請求項6】

特に、1つの列内に、或いは、連続する列間に、前記支持体に取り付けられた少なくとも1房の剛毛が更に設けられていることを特徴とする請求項1～5の何れか一項に記載の装置。

【請求項7】

前記アプリケーション要素が、端部分、特に、フロント部分(12)とリア部分(13)とを有し、これらの間に、少なくとも20乃至50の範囲の多数の歯を有することを特徴とする請求項1～6の何れか一項に記載の装置。

**【請求項 8】**

前記アプリケーション要素に、少なくとも部分的に、列の軸線を含む幾何学的分離面の両側に、互い違いにオフセットされた歯(71)の列が設けられていることを特徴とする請求項1～7の何れか一項に記載の装置。

**【請求項 9】**

前記軸線(Z、Z')が前記支持体の長手方向軸線との間に形成する角度(i)が、45°以下であることを特徴とする請求項1～8の何れか一項に記載の装置。

**【請求項 10】**

毛、特に睫毛又は眉に物質を塗るための装置であって、一端に、請求項1～9の何れか一項に記載のアプリケーション要素が設けられたステムと、物質の供給量を受け入れるためのレセプタクルと、前記アプリケーション要素が前記レセプタクルから出されるときに前記アプリケーション要素を拭うためのワイパ部材とを有するアプリケーション要素を備えたことを特徴とする装置。